

4-4-1 法人税等とは

Q 法人において太陽光発電事業を行う場合には、その所得に対して、どのような税が課税されますか？

A 法人において太陽光発電事業を行う場合には、その所得等に対して、法人税および地方法人税、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税が課税されます。

(M)

解説

(1) 法人の所得に対して課される諸税

法人の所得等に対する税金には、①法人税、②地方法人税、③法人住民税（都道府県民税および市町村民税）、④法人事業税及び地方法人特別税があります。

なお、④は、正確には、事業に対して課される税ですが、結果的に所得や収入（売上高）に課されるため、ここに含めています。

(2) 法人の所得に対して課される諸税の概要

① 法人税（国税）

法人の所得に対して課される国税です。税率は法人の種類によって異なりますが、普通法人の場合は23.2%（中小法人における年間800万円以下の所得については15%）です。

※ 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人で、大法人による完全支配関係がない法人で一定のものをいいます（大法人とは、資本金の額が5億円以上の法人をいいます）。

② 地方法人税（国税）

①の法人税を課税標準として課される税金です。名称が「地方」となっておりますが、国税です。法人数が多い地域と少ない地域で、納付される税額にかたよりが生じないように、平成26年に創設されました。税率は下記の通りです。

令和元年9月30日より前に開始した事業年度：4.4%

令和元年10月1日以降に開始する事業年度：10.3%

③ 法人住民税（地方税）

法人税割と均等割からなっており、法人税割は①の法人税を課税標準として課されます。また、均等割は資本金と従業員数を課税標準として課されます。法人税割は黒字の場合に発生しますが、均等割は赤字でも発生します。税率は都道府県ごと及び市町村ごとに異なります。

④ 法人事業税（地方税）及び地方法人特別税（国税）

法人が営む事業に対して課される税金であり、業種により課税標準が変わってきます。太陽光発電事業は電気供給業に該当するため、太陽光発電事業を営む法人は収入額を課税標準として法人事業税が課されます（収入割）。また、地方法人特別税は法人事業税に一定の税率を乗じて課されます。

なお、地方法人特別税は令和元年10月1日以降に開始する事業年度においては廃止され、新たに特別法人事業税（国税）が創設されます（全体としての税率は変更ありません）。

また、令和2年度税制改正により、太陽光発電事業を営む法人に対しては、収入割のみでなく、一部、所得割も課されることとなりました。以下をご覧ください。

※令和2年度税制改正

令和2年4月1日以降開始する事業年度における税率が下記のように変更されます。なお、収入割には特別法人事業税が含まれます。

① 資本金1億円以下の場合

（従来）

収入割 1.3%

（令和2年度～）

収入割 1.05%、所得割約 1.85%

② 資本金1億円超の場合

（従来）

収入割 1.3%

（令和2年度～）

収入割 1.05%、付加価値割 0.37%、資本割 0.15%